

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人足ル知ル生活（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第28の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の評議員は、定款第15条（評議員の報酬等）の規定に基づき無報酬とする。

2 この法人の役員は、定款第28条（役員報酬等）の規定に基づき無報酬とする。

(費用の弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。